

議第 9 3 号

富士市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を
改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年富士市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の富士市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第 9 4 号

富士市中野台下水処理施設条例の一部を改正する条例制定について

富士市中野台下水処理施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市中野台下水処理施設条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市中野台下水処理施設条例(平成20年富士市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第7条中「もの」を「者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。）が指定した者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 5 号

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市水道事業給水条例（昭和41年富士市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長が指定した者」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「他の市町村長が指定した者」という。）が工事を施工する必要があると認めるときは、他の市町村長又は他の市町村長が指定した者が工事をを行うことができる。

第41条第1項第4号中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は第11条第3項の規定により他の市町村長若しくは他の市町村長が指定した者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 9 6 号

富士市下水道条例の一部を改正する条例制定について

富士市下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 9 月 9 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市下水道条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（条 例 第 号）

富士市下水道条例（平成１０年富士市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、管理者は、災害その他非常の場合において必要があると認めるときは、他の市町村長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた公共下水道事業の管理者を含む。）が指定した者に当該工事を行わせることができる。

第７条の２第１項及び第２項中「前条」を「前条第１項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第97号

製造委託契約の締結に関し議決を求めることについて
(高機能消防指令センター全部更新事業)

高機能消防指令センター全部更新事業につき、次のとおり委託契約を締結したいので、富士市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年富士市条例第16号）第2条の規定により議決を求める。

令和7年9月9日提出

富士市長 小長井 義 正

記

1 委 託 名 高機能消防指令センター全部更新事業

2 履 行 場 所 別紙のとおり

3 契約の内容

(1) 契 約 金 額 1,738,246,400円

(2) 契約の履行期限 令和9年3月31日

(3) 委託業務の概要

高機能消防指令センター設備全部更新 一式

消防救急デジタル無線設備全部更新 一式

4 契約の相手方

静岡市葵区黒金町3番地

日本電気株式会社 静岡支社

支社長 杉 山 友 晶

5 契約の方法

随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。）

別紙 委託業務場所一覧

委託場所		所在地
富士市	富士市消防防災庁舎	富士市永田町1丁目100番地
	中央消防署臨港分署	富士市鈴川町5番7号
	中央消防署吉永分署	富士市富士岡312番地の1
	中央消防署富士見台分署	富士市富士見台1丁目16番地の4
	中央消防署大淵分署	富士市中野307番地の45
	西消防署	富士市松本8番地の1
	西消防署鷹岡分署	富士市入山瀬718番地の1
	西消防署南分署	富士市水戸島126番地の1
	西消防署富士川分署	富士市木島73番地の4
富士宮市	富士宮市庁舎	富士宮市弓沢町150番地
	中央消防署	富士宮市源道寺町5番地の1
	中央消防署芝川分署	富士宮市長貫756番地の1
	中央消防署東分署	富士宮市栗倉334番地の1
	西消防署	富士宮市宮原1番地の22
	西消防署北分署	富士宮市上井出2256番地
	西消防署上野分署	富士宮市下条140番地の3
基地局	金丸山基地局	富士市中之郷4482番地の1
	大晦日基地局	富士宮市内房5742番地

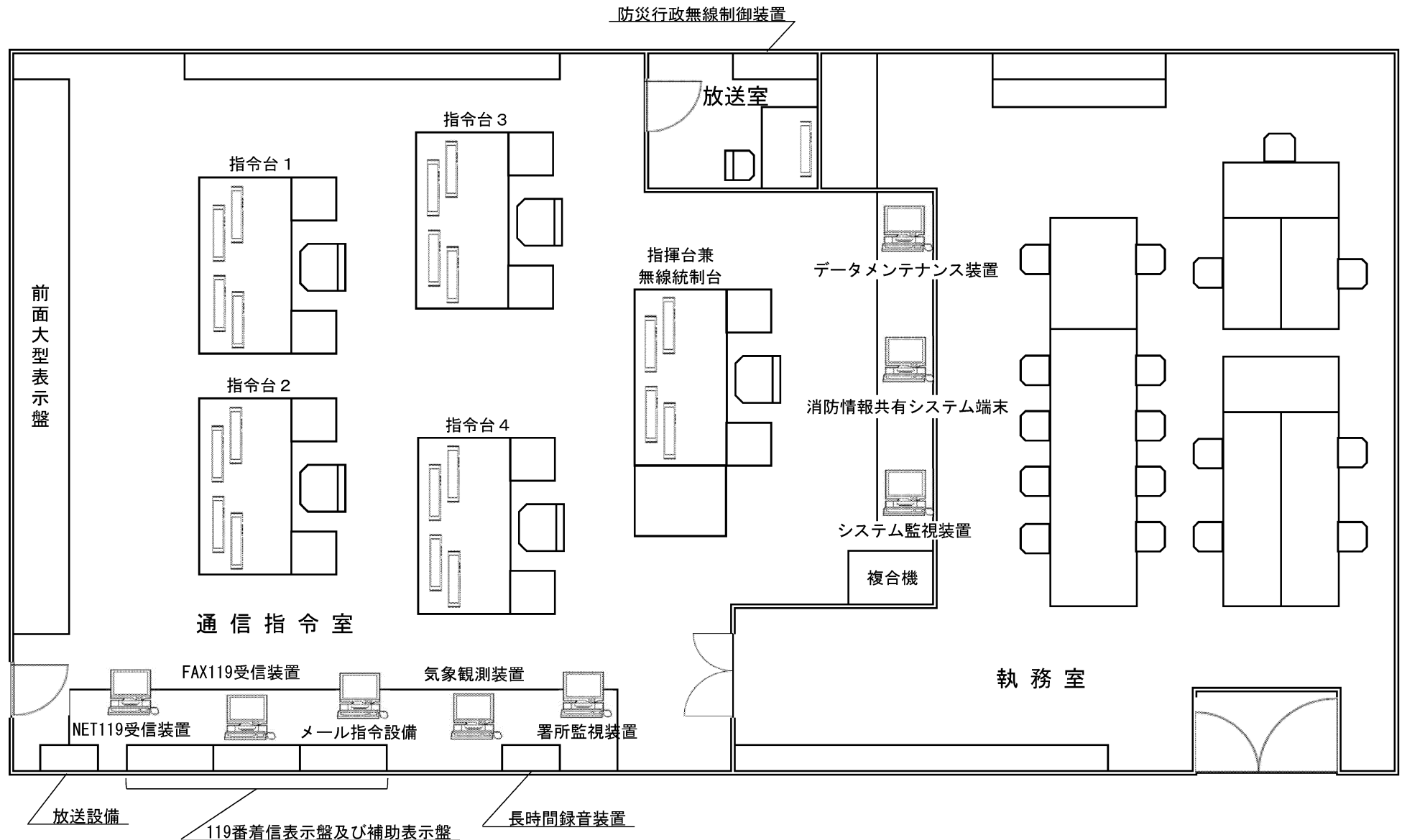
高機能消防指令センター設備概要

No	機器名称	富士市				富士宮市					基地局	
		消防防 災庁舎	中央消 防署 4分署	西消 防署	西消 防署 3分署	市庁 舎	中央消 防署	中央消 防署 2分署	西消 防署	西消 防署 2分署	金丸山 基地局	大晦日 基地局
		数 量										
1	指令装置											
	指令装置（指令台及び指揮台兼無線統制台）	5										
	長時間録音装置	1										
	非常用指令設備	1										
	指令制御装置	1										
	署所端末装置	1	4	1	3		1	2	1	2		
	データメンテナンス装置	1										
2	表示盤											
	前面大型表示盤	1										
	119番着信表示盤及び補助表示盤	3										
3	指令情報出力装置	1	4	1	3		1	2	1	2		
4	気象観測装置	1				1						
5	災害状況等自動案内装置	1				1						
6	音声合成装置	1										
7	出動車両運用管理装置											
	管理装置	1										
	車両運用端末装置Ⅲ型	13	11	7	9	1	7	5	5	5		
8	システム監視装置	1										
9	電源設備											
	電源設備（無停電電源装置）	3	4	1	3	2	1	2	1	2		
	電源設備（直流電源装置）	2										
10	統合型位置情報通知装置	1										
11	消防用高所監視カメラ					1					1	
12	経路探索装置	1										
13	放送設備（アンプ）	2	4	1	3	1	1	2	1	2		
14	災害時要援護者対応装置											
	FAX119受信装置	1										
	NET119受信装置	1				1						
15	指揮・救急支援タブレット	4	4	2	3	3	1					
16	消防情報共有システム端末	3	4	1	3	1	1	2	1	2		
17	多機能電話機	21	4	7	3	9	7	2	7	2		
18	本部・署所情報表示盤	7	4	1	3	3	1		1			
19	メール指令設備	1										
20	支援情報（OA）システム端末	2		1		1	1	2	1	2		
21	簡易指令端末					2						
22	署所指令端末	3		1		2	1					
23	防災行政無線集中制御装置	1										
24	駆け付け通報装置	1	4	1	3		1	2	1	2		
25	署所監視装置	1	4	1	3		1	2	1	2		

消防救急デジタル無線設備概要

No	機器名称	富士市				富士宮市				基地局		
		消防 防 災 庁 舎	中央 消 防 署 4 分 署	西 消 防 署	西 消 防 署 3 分 署	市 役 所 庁 舎	中央 消 防 署	中央 消 防 署 2 分 署	西 消 防 署	西 消 防 署 2 分 署	金 丸 山 基 地 局	大 晦 日 基 地 局
		数 量										
1 本部設備												
	無線回線制御装置	1										
	管理監視制御卓	1										
	遠隔制御器	1				1						
2 基地局設備												
	基地局無線装置（基本架2ch）										1	1
	基地局無線装置（増設架4ch）										2	1
	空中線共用器										2	1
	空中線（カージオイド型）										4	
	空中線（5素子八木型）											2
	同軸避雷器										4	2
	空調設備										1	1
3 移動局設備（固定）												
	卓上型半固定無線機	5	4	1	3	2	1	2	1	2		
	卓上型受令機	1		1			1		1			
4 移動局設備（車載）												
	車載型無線機	17	11	7	9	6	8	5	5	5		
	車載型受令機	32				40						
5 移動局設備（携帯）												
	携帯型無線機	23	16	11	12	6	8	9	6	8		
6 無線ネットワーク機器												
	L3スイッチ	2				1					1	1
	L2スイッチ	2				1						
	ルータ	2									1	
	機器収容架	1				1					1	1
	LTEルータ	1										1
7 電源設備												
	電源設備（直流電源装置）										1	1
	発動発電機										1	1
	DC-ACインバータ										1	1
8 その他												
	署活系無線機	24	24	14	18	6	14	14	12	12		
	衛星電話	5										

高機能消防指令センター設備配置図



議第 9 8 号

令和 6 年度富士市水道事業会計剰余金処分について

令和 6 年度富士市水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

富士市長 小長井 義 正

1 当年度未処分利益剰余金	1, 1 1 1, 7 5 8, 8 1 1 円
2 利益剰余金処分額	1, 1 1 1, 7 5 8, 8 1 1 円
(1) 組入資本金	4 3 2, 5 8 0, 7 5 6 円
(2) 減債積立金	6 2 3, 0 2 8, 5 1 7 円
(3) 建設改良積立金	5 6, 1 4 9, 5 3 8 円
3 翌年度繰越利益剰余金	0 円

議第 9 9 号

令和 6 年度富士市公共下水道事業会計剰余金処分について

令和 6 年度富士市公共下水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金を次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求める。

令和 7 年 9 月 9 日提出

富士市長 小長井 義 正

1 当年度未処分利益剰余金	1, 8 5 4, 3 3 3, 7 7 2 円
2 利益剰余金処分額	1, 8 5 4, 3 3 3, 7 7 2 円
(1) 組入資本金	9 5 0, 9 6 7, 7 2 9 円
(2) 減債積立金	9 0 3, 3 6 6, 0 4 3 円
3 翌年度繰越利益剰余金	0 円